

歯科技工士の人材確保対策事業実施要綱

1. 目 的

歯科技工士免許の取得後、歯科技工所に就職した者が、自ら製作した補てつ物等が歯科治療の中で調整・装着される過程等をイメージできない等の理由により、歯科医療専門職としてのやりがいを見いだせず、早期に離職するケースが多いことが指摘されている。一方で、デジタル技術の著しい進歩・普及により、歯科技工に係る技術は急速に変化し、業務の効率化を図りつつ、質の高い歯科補綴物を作成することが可能となっており、労働環境の改善が期待されている。そこで、本事業では、卒前教育では経験できない歯科臨床をより身近に感じ、臨床に即した知識・技術を習得するための研修及び CAD/CAD 等のデジタル技術の知識・技術を習得するための研修を実施し、歯科技工士の人材確保を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「歯科技工士の人材確保対策事業実施団体公募要領」により選定された団体とする。

なお、事業の実施に当たっては、歯科関係団体の協力を得て実施することができるものとする。

3. 事業内容

(1) 歯科技工士実地研修・技術修練部門の整備・運営事業及び デジタル技術実地研修事業

次の 1) ～ 4) をすべて実施すること。

1) 技術修練部門の運営及び技術修練の実施

歯科技工士が臨床に即した知識・技術を習得するための研修等を実施するために、教育機関（歯科技工士学校・養成所等）等において技術修練部門の運営を実施すること。技術修練を行う教育機関等においては、専任の研修指導者を 1 名以上配置するとともに、その他受入調整等を行うスタッフを必要に応じ配置する等、体制を整備すること。

また、広く研修の受講者を募るとともに、技術修練を行う場所は、土日祝日等の休日や夏期休暇等の長期間休暇の間も受講者の希望に応じ利用できる施設であることが望ましい。

2) 歯科技工士実地研修

技術修練の実施に際しては、医療機関における歯科治療（補てつ治療等）の見学を含むものとし、実際の患者において歯科技工物の製作と当該歯科技工物の製作に関わる歯科治療の一連の過程が理解できるような実地研修を実施すること。また、そのために必要な医療機関や歯科技工所等の関係施設との受入調整や研修指導を行うこと。

3) デジタル技術実地研修事業

歯科技工士養成施設の指導者や地域の歯科技工士を対象とした CAD/CAM 等のデジタル技術の知識・技術を習得するための研修を行う。

4) 運営協議会の設置・研修プログラム作成・事業評価

1)、2) 及び3) の実施に際し、定期的に運営協議会を開催すること。運営協議会において、最初に歯科技工士の離職防止等に資する研修の実施に必要な研修プログラムの作成を行うこと。また、技術修練を実施することにより、歯科技工士の離職防止につながった効果を測定し事業評価も行うこと。運営協議会の委員には、歯科医師の職能団体を代表する有識者、歯科技工士の職能団体を代表する有識者、全国歯科技工士教育協議会を代表する有識者をそれぞれ1～2名程度含むこととする。

4. その他

- (1) 事業の実績を合理的に後付け、又は検証することができるよう、重要な事項であるとして厚生労働省医政局歯科保健課（以下「歯科保健課」という。）が求める事項について、文書を作成しなければならない。
- (2) 事業の実施に伴い特許権、著作権等の知的財産権が生じるときは、当該知的財産権を放棄し、放棄した旨を歯科保健課に明示しなければならない。ただし、歯科保健課がこの条件を免除したときはこの限りではなく、また、歯科保健課が別の条件を課したときはそれによるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、歯科保健課と逐次意見調整するなど、密接かつ協調的な連絡体制のもと実施しなければならない。また、実施状況については、逐次、歯科保健課に報告しなければならない。
- (4) 関係省庁以外の者に、事業に関して知り得た秘密を歯科保健課の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後といえども同様とする。
- (5) 前項は、事業の実施のために自らが雇用する者、請け負わせる者、委任する者又は寄託する者についても適用される。
- (6) 本事業に従事する者については、従事した時間を精査できるよう、他の事業と区別できる形式で、業務日誌を作成しなければならない。